

総務政策委員会会議録

招 集

令和6年12月13日（金）午前10時 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）塚田佳充 （副委員長）矢田貝香織
稻田清 今城雅子 大下哲治 岡田啓介
国頭靖 田村謙介 土光均

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】下関部長 松本防災安全監

[秘書広報課] 幸本課長

[総務管財課] 角課長 横木情報公開担当課長補佐

[防災安全課] 田中課長

[調査課] 泉原課長 畠中行財政調査担当課長補佐

[職員課] 伊藤次長兼課長 楠課長補佐兼人事担当課長補佐

[財政課] 金川課長 中村課長補佐兼総括主計員 中村係長

[契約検査課] 足立課長

[営繕課] 前田次長兼課長

【総合政策部】佐々木部長 萩原人権政策監兼人権政策課長

[総合政策課] 松本総合戦略室長 高橋総合戦略室係長

[都市創造課] 相野課長 石原都市計画担当課長補佐

[交通政策課] 倉本課長 足立担当課長補佐

[男女共同参画推進課] 長谷川課長

【淀江進行本部】

[淀江振興課] 山浦総合政策部次長兼課長

【経済部】

[商工課] 坂隱次長兼課長 森田ふるさと振興担当課長補佐

【DX推進監】堀口DX推進監

[情報政策課] 最上次長兼課長 影山地域情報化推進担当課長補佐

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 田渕議事調査担当係長

傍聴者

安達議員 岩崎議員 奥岩議員 門脇議員 津田議員 徳田議員 戸田議員
錦織議員 西野議員 又野議員 松田議員 森田議員 吉岡議員 渡辺議員
報道関係者0人 一般2人

審査事件及び結果

議案第107号 米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

- る条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
議案第108号 米子市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
請願第7号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する請願書 [不採択]

報告案件

- ・令和7年1月1日付け行政組織機構改正について [総務部]
- ・米子市ヘルスケアプラットフォーム事業の運用開始について [総合政策部]
- ・JR淀江駅のリニューアルについて [総合政策部]
- ・まちなかにおける土地利用の規制緩和等について [総合政策部]
- ・米子市まちづくりビジョン改定における主な変更方針（案）及び取組状況等について [総合政策部]
- ・ふるさと納税を活用した高等教育機関との連携強化について [総合政策部]

協議事件

- ・「議会報告会」及び「意見交換会」について

~~~~~

### **午前10時02分 開会**

**○塚田委員長** 総務政策委員会を開会いたします。

本日は、12月11日の本会議で当委員会に付託された議案2件及び請願1件について審査するとともに、6件の報告を受けたいと思います。

初めに、請願第7号、「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

本請願の紹介議員であります土光議員に説明を求めます。

土光議員は紹介議員席に移動してください。

[土光議員、紹介議員席へ移動]

**○塚田委員長** 土光紹介議員。

**○土光紹介議員** 紹介議員として、この請願についての説明というか、私の思いを述べます。この最近、この1週間ぐらい、韓国で非常戒厳のニュースがいろいろ出ています。この中で、中身に当然私は触れるつもりはないですが、この尹大統領の支持率の一つの低下の要因が、妻がいろいろやっているというふうな報道があります。この妻は金建希という方です、尹大統領の妻は金建希。この報道に違和感を感じた人は、多分、私はいないんではないか。つまり尹大統領、妻は金建希、姓が違いますよね。でも、これは私の推測ですが、今、多くの日本人で外国で夫婦別姓が認められているというのは世界標準なので、そういう報道に関しても違和感はあまり感じなくなっているというのが、私は実情ではないかと思います。私自身も普通にこれ、尹大統領、妻は金建希というふうに普通にそのまま受け取っていたのですが、ある日ふと、夫婦別姓なんだというふうな感覚を持ちました。つまり、この夫婦別姓であるということは、もう世界標準。この請願文にも書いてあります、結婚のときに夫婦同姓を強制する、そういうのはもう日本だけという、いわゆる

日本標準、それがいかにある意味で特異なことであるかということを改めて私は思いました。こういった夫婦別姓が認められている国々で、例えば家族の一体感がなくなるとか、その子どもたちはいろいろ困っている、そういった話は私は聞いたことがありません。でも、この日本では、夫婦別姓に対して反対する理由、家族の一体感、子どもがかわいそう、そういう主張が根拠がない主張であることがよく分かるのではないかと思います。そういうふうに言う人たちは、戦前の家父長制度、家制度を引きずったカビの生えたような価値観にとらわれている人ではないかと私は思います。

請願文に関しては、特に今回、請願は弁護士会が行っているので、法的観点から選択的夫婦別姓の必要性を述べているので、これは皆さんに丁寧に読んでいただければ分かると思いますので、特に私からはここでは触れません。強調したいのは、この請願、選択的夫婦別姓だということ。つまり、みんなに結婚に際し別姓を強制するものではない、従来どおり同姓が好ましいと思うカップルはそうすればいいんです。ただ、別姓の選択肢も増やしてほしいと言っているにすぎないものです。もし、この請願に対して反対の意を表明するならば、なぜ別姓を希望する人に対して、それは駄目だ、そのような選択肢は認めないとということに合理的な根拠があるのかどうか示していただきたいと思います。

今、今回の選挙を経て少数与党になったということも含めて、国会等で今回の、この間の代表質問でも選択的夫婦別姓が様々取り上げられています。首相になった石破氏もかつては、かつてというのは総裁選候補者のときです。かつては選択的夫婦別姓についてこう言っていました。実現は早ければ早いことにこしたことはありません、総裁としてこの議論は急いでもらいたい、そのような意思表明はしたいというふうに述べていました。そして、今回12月の参議院の代表質問で、立憲民主党の打越議員の答弁で、自分の考えということを断りながら、石破首相は壇上でこのように述べました。婚姻時に元の姓を維持したい気持ちを持つことにわがままであると思ったことは一度もない、姓を変えるのは多くが女性だ、その悲しみや苦しみをよく認識していかなければならないと痛感している、そのように石破首相は述べました。また、公明党は、代表質問で夫婦別姓制度に関して、このように述べて首相に質問しました。公明党は、自らのアイデンティティーを守る人権上の観点から、選択的夫婦別姓制度の早期導入を求めています。何より、結婚で姓の変更をしているのは95%が女性であり、女性活躍を阻害する象徴的な制度とも言えます。現行の旧姓の通称使用には限界があります。名前はアイデンティティーそのものです。結婚で改姓を強いられて、つらい思いをする人や不利益を受ける人がいなくなるように、今こそ実現しようではありませんかと首相に問いかけています。そして、ほとんどの野党もこの選択的夫婦別姓制度には賛成をしています。しかし、石破首相は首相の立場としては、自民党内のよく分からぬ力関係で、発言が後退しています。こう言ってます。国民の意見は分かれている、政府としては引き続き国民各層の御意見や国会における議論の動向を注視する必要がある、首相の立場ではそう言ってます。ただ、最初に言いましたように、石破氏個人の考え方としては、最初に言ったのが私は本音だと思っています。

今回の請願、選択的夫婦別姓に関して、この石破カラーを出しやすくするために、この鳥取、地元の自治体から、この請願を採択し意見書を国に届けることは、大きな意味があると思います。ぜひ採択して、米子市から意見書を出していただきたいという思いです。以上です。

○塚田委員長 紹介議員による説明は終わりました。

それでは、紹介議員に対する質疑に入ります。

稻田委員。

○稻田委員 先ほどのお話の中に、カビの生えたという発言がありましたが、私には非常に違和感を感じるところであります。このたび紹介議員として土光議員がそこにいらっしゃるわけですが、請願提出者、一応、鳥取県弁護士会の会長、尾西正人（おにしまさと）さんとお読みするかと思いますが、恐らく弁護士の先生でもあろうかと思いますが、これは請願者も同一で、カビの生えたというような認識でこの件に当たられているということでおろしいでしょうか、お尋ねします。

○塚田委員長 土光紹介議員。

○土光紹介議員 私の今の発言は、私の紹介議員としての発言ですので、例えばカビの生えたということをこの請願者と事前に確認しているわけではありません。

○塚田委員長 稲田委員。

○稻田委員 2つ申し上げたいと思います。

1つ目は、ちょっと手元に条文等々持ち合わせておりませんので確実なことは言えませんが、紹介議員の立ち位置としては、この請願提出者とほぼ同一の見解である立場であると思います。したがって、紹介議員が考えている外のことを声高に言われていることは非常に違和感があります。

それから、もう一つですが、まさにそのカビの生えたという考え方をお持ちの方に対して非常に失礼な発言であると思いまして、私はそのことを容認することはできません。以上です。

（「質問じゃないんですか、今のは。」と声あり）

いや、見解があれば、それはおつけいただいて結構です。

○塚田委員長 土光紹介議員。

○土光紹介議員 先ほど言いましたように、カビの生えたという文言、こういう言い方をするということを事前に、このことに関してやり取りして同意を得ていると、そういうやり取りはないことは事実です。ただ、この請願をするに当たって、担当の弁護士といろいろやり取りをして、表現はともかく、このような思いであるというのは、私は共通だというふうに思っています。

○塚田委員長 ほかありますか。

今城委員。

○今城委員 確認をさせていただきたいと思います。今回の請願の内容というものが、題名としても含めてですが、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）ということになっていまして、それを求める請願ということなんですけれども、その意見書（案）の一番最後、「よって」の2行のところなんですが、最後の2行ですね。「国に対し、夫婦同姓を義務づける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要請する」ということが最終的な趣旨というか内容であり、そのことをもって意見書を提出してほしいということでよろしいのですね。

○塚田委員長 土光紹介議員。

○土光紹介議員 意見書にそのとおり書いてありますから、そういうことです。

○塚田委員長 ほかにございますか。

ないようですので、紹介議員に対する質疑を終結いたします。

土光議員は自席にお戻りください。

[土光議員、委員席へ移動]

○塚田委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

土光委員、何か追加とかあればそちらからどうぞ。

○土光委員 ありがとうございます。一つちょっと確認をしたいのですが。

○塚田委員長 採決に向けての御意見。

[「はい、いわゆる討論ですね」と土光委員]

○塚田委員長 はい。土光委員。

○土光委員 確認をしたいのですが、最終的に賛否が確定して、賛成理由、反対理由、委員長報告とか、それから請願者に理由とか述べるときに、私、今、紹介議員としてしゃべったんですが、それは当然同じ思いなので、あえてここでもう一度しゃべらなくても、そういうふうに私が賛成という前提で発言したというふうに扱っていただけますか。もし、紹介議員の発言と委員の発言が全然別だというんだったら、もう一度同じことをしゃべらないといけないので、だからそういうことは私もする必要がないかなと思って、その確認です。そういう扱いをしていただけるということでいいですか。

(発言する者あり)

委員長に聞いているんです。

○塚田委員長 採決に向けての意見を求めるので、もうその意見を言っていただいて、賛成か反対かでいいと思います。

土光委員。

○土光委員 つまり、紹介議員として当然賛成、採決に賛成の前提でしゃべっているんですが、その内容は改めてここでもう一度しゃべらないと、委員としての発言としては採用されないとということでしょうか。

○塚田委員長 いや、ですから、紹介議員の意見であって、今回、委員の意見ですので、委員の意見として賛成か反対かっていうところのあれですので。

[「分かりました」と土光委員]

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 賛成ということで意見を述べます。選択的夫婦別姓制度は、何度も言いますが選択的です。夫婦別姓を強制してくださいというふうに言っているわけではないです。だから、そういった選択肢を増やしてほしいと言っているので、これに同姓がいいと思っている人は今までどおりそうすればいいわけで、何ら問題はないというふうに私は思っています。むしろ、あえてこれに反対する人は、別姓の選択肢を取ろうという人に、それは駄目だ、同姓で結婚しろということを今の民法は強制します。それでいいんだ、それに合理性があるということをきちっと理由を述べていただきたい。私はその理由が本当に知りたいわけです。ちまたに聞くところによると、家族の家族制度が壊れるとか、家族の一

体感がなくなるとか、子どもがかわいそうとか、はっきり言って根拠ないと私は思っていますので、そういう意味で、当然選択肢を増やすという意味で、この選択的夫婦別姓制度、これ世界標準ですから、日本だけです、こういったことをやっているのは。ということを強く申し上げたいと思います。ということで賛成をします。

○塚田委員長 稲田委員。

○稻田委員 本請願は不採択と考えます。理由は以下2つでございます。

1つ目です。本請願をもちろん拝見いたしました。以前、同じような文面を見たという記憶がありまして、調べましたところ、日本弁護士連合会が2018年8月に作成された意見書、そして2024年にも同趣旨の決議文が出されており、それらと思いました。もちろん両方とも読ませていただきました。それらに共通しているのは、民法第750条は憲法第13条、第14条及び第24条に対して、本請願では反するおそれがある、先ほど述べた意見書及び決議文には反するとありました。したがって、憲法に反するおそれのある、あるいは反するという考えを基に本請願のとおり意見書を提出することは、民法第750条が違憲状態にあることを容認することも含まれてしまい、そのような判断を下すことについては無理があると考えます。

2つ目です。本制度が導入された場合、それ以後、どのような不利益や不都合などが生じるかについて触れられている情報が乏しいと感じています。そう感じた例を紹介します。なお、今から述べる内容は長い文章を部分的に切り取っていますので、あくまでも一例という認識で受け止めていただければ幸いです。先ほど述べた日弁連の決議文の中にある別姓夫婦の子の姓の定め方という項にある記述です。選択的夫婦別姓制度を導入した場合、両親の一方と子の姓が異なることになり、子が混乱して不利益を被るとの意見もある。しかし、両親が改姓を避けるべく事実婚を選んだため、親の一方と子の姓が異なる親子、あるいは両親が離婚したため親の一方と子の姓が異なる親子であっても、良好な関係を築いている人たちは数多くいるので、良好な親子関係が形成され、子の利益が図られるか否かは、親子の十分なコミュニケーションに負うところが大きいのであり、決して姓の同一だけに左右されるものではないとのことです。捉え方によっては、問題が生じた場合、親子のコミュニケーション、すなわち親子同士の意思の疎通のそれこそが解決策だと言っているようですが、この問題を解決する手段としては確実性が乏しいと考えます。この事例に限らずですが、導入した後に発生が想定される問題についての対応策を事前に準備しておく必要があると思います。それらが十分に準備及び周知されていない状態で判断を下すことについては無理があると考えます。以上のことから、この請願内容を基にしたこの意見書の提出については、不採択を主張します。

採決結果は以上なんですが、先ほど、カビの生えたという件に対して、私は紹介議員の土光議員の発言を了としたわけではありません。これは委員長として、あるいは議会としてになるかもしれません、先ほどのカビの生えたという発言をそのまま残していくいいのか、紹介議員として請願提出者と立ち位置が、今、明確に言えないのがちょっと私も歯がゆいんですが、弁護士の方がそのようなこと考えてるやの受け取りもできますので、これは委員長においてしっかりとこの対応をお願いしておきます。以上です。

○塚田委員長 次、田村委員。

○田村委員 私も不採択を主張いたします。内容につきましては、先ほど稻田委員から詳

細に述べておられましたが、私は、今現在、国会においてもこれは慎重審議なされている最中であります。また、国民の中に現在の家制度、今までの旧来の制度に基づく家庭が定着しているという状態にあって、それを正してほしいというような意見というのは、そんなに多くないんじやないかと。また、そういった多くの国民の賛意がない状態での、こういった法制化に向けた意見書を委員会として出していくというのは不適切であると、まだ時期尚早であるということを考えておりまして、不採択を主張いたします。

○塚田委員長 岡田委員。

○岡田委員 私も不採択を主張したいと思います。この選択的夫婦別姓制度の導入に当たって、先ほど世界的に見ると日本ぐらいなものだと、かなり例外的な存在だということなんですけれども、やはり国家にはそれぞれ国家の伝統があって、国家観だとか家族観というものが、その国々において歴史的に形成をされておりますので、その中でこれから、最高裁のほうからも以前指摘がされていますけれども、国会において、国民の間の議論はもちろんのこと、国会議員の間においても、この施策についてはさらに審議を進めていくべきだという御指摘もございます。ですので、現時点において導入を求める意見書というものに関しては同意をしかねるということで、不採択を主張したいと思います。

○塚田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 選択的夫婦別姓制度の考え方についてではなく、あくまでもこの請願についての意見として申し上げたいと思います。公明党として、選択的夫婦別姓を夫婦の在り方の選択肢として必要であるということは求めてきておるのは事実でございますし、私も同じ考えを持っております。法改正につきましては、その制度導入に向けての中の一つの必要なある、乗り越えていかないといけない課題ではあるという認識も持っております。しかし、現段階で国に求めていくべき点につきましては、明治以降続いてきた姓の同一ということによる家族の考え方が、夫婦別姓のこの導入の議論を進めてこなかったというこの背景をしっかりと受け止めまして、制度導入した後に起こり得るいろいろな面の課題をしっかりと国において議論をしていっていただきたい、これが現段階で求めるべきことだというふうに考えております。ということで、この請願につきましては、不採択を主張させていただきます。

○塚田委員長 今城委員。

○今城委員 私も結論としては不採択を主張したいと思います。今、矢田貝委員もおっしゃいましたので同等な意見ですが、我が党としては、これまでも当事者の方、また、経済界の方、また、多様な結婚の形を求めていらっしゃる様々な方たちから意見交換をしながら御意見伺ってきたということもありますし、また、これについては臨時国会でも様々な形で議論されているという、また主張もしてきました。しかしながら、私たちが今、推進しようとしているものというのは、選択的夫婦別姓の制度をすぐさま導入するということではなくて、法制化に向けたしっかりと議論を求めるということが今、大事だというふうな私たちの立場でございます。そういう意味で、今回提出されました請願の、また、意見書の内容としましては、この制度の導入をすぐさま求めるということですけれども、まず、国民の間でも、また、国会の中でも議論はされていないというこの時期に、この法が全てのものを、様々な課題をストップさせている根源であるという、あたかもそういうような形を示すような意見書を我々が議会として出すということには賛成できませんので、

不採択を主張いたします。以上です。

○塚田委員長 次に、大下委員。

○大下委員 採択でお願いいたします。NHKの行った世論調査では、選択的夫婦別姓制度の導入に対して62%が賛成で、反対は27%であり、年代別に見ましても60代以下の年代ではいずれも賛成が70%以上となっています。改姓に当たりましては、先ほど土光委員もおっしゃいましたが、95%が女性側が行っており、就業や行政手続等において多くの手續が必要となるため、不都合を感じられる方が多くおられます。世界的におきましても夫婦別姓を義務づけているのは日本だけで、国も多様な家族の在り方を受け入れる社会の構築に努めています。また、改姓におきましては、選択的であり強制するものではないということから、私自身も賛同の立場であり、本請願に対しましては採択でお願いいたします。

○塚田委員長 国頭委員。

○国頭委員 採択ということでお願いしたいと思います。私もまだ結婚したことないんですけどね、この年で、これから結婚するかも分かりません。そういった人ができたときに、さあ、私の姓に変えてくれるっていう女性がいればいいんですけど、それは嫌だという人が出たとき、私がその方の姓を名のらないといけないということになると思います。それを女性がずっと、強いられてきた、じゃないんですけど、そういったことが多かったということは、女性の方の身になれば、いろんな不都合があったということはよく存じてるので、そういうことを排除していくっていうのは私は必要だなと思っております。世の中、経済であっても何であっても、時代の流れに、そのときに応じて金利を上げたり下げたり、そういうものはしていく時代だと思います。そういう流れの中に、全体をがらっと変えるわけではなくて選択ですから、どちらか選べるということですので、そういった改正っていうのは必要じゃないかなと思っております、この時代においてですね。国民の世論は60%、70%、かなり賛成が多くなっている。これは、もう法制審議会が導入を答申したのは1996年、28年前ですよね。でも、いつも国会を見るに当たって、それで、いつもこれを議論されてるのを見て、私は、何ですかね、国民の考えと政治のギャップっていうか、それを本当に歯がゆく思っております。なので、私は、それが政治がなかなか国民の世論についていっていないっていうか、そういった不都合があるんじゃないかなといつも感じてる次第です。なので、私はこれに当たっては採択ということでお願いしたいと思います。

○塚田委員長 議論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第7号、「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する請願書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…大下委員、国頭委員、土光委員〕

○塚田委員長 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択すべきものと決しました請願第7号について、採決結果の理由を御討議いたします。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長に

おいて集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○塚田委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、総合政策部から5件の報告を受けたいと思います。

初めに、米子市ヘルスケアプラットフォーム事業の運用開始について、当局からの説明を求めます。

最上D X推進監次長兼情報政策課長。

○最上D X推進監次長兼情報政策課長 米子市ヘルスケアプラットフォーム事業の運用開始について御報告いたします。資料を御覧ください。

このたび、医療分野においてデジタル庁のマイキープラットフォームを活用したものとしては全国初となる、地域共通デジタル診察券、そしてフレイル予防プログラムと地域情報コンテンツの3つの柱とするスマートフォンアプリと、地域の医療D Xを支援する医療情報システムの運用を開始しますので、その概要について御報告します。ポイントのみ御説明いたします。

まず、1、サービス概要の（3）報道発表等に記載しておりますが、11月25日にコンベンションセンター国際会議場において、システム発表会を開催しております。多くの方に御参加いただいております。（4）運用開始についてでございますが、今月中にサービスの運用が開始します。まずは鳥大病院から運用を開始し、市内3病院も順次開始する予定となっております。なお、全てのサービスと記載しておりますが、検査結果を表示することなど、一部の機能は1月から利用が可能となっております。

次、2番、今後の取組でございますが、鳥大病院を含めた市内4病院において、サービス開始に合わせてアプリ登録ブースを設置し、インストール支援を行うこととしております。また、各種メディアを活用した広報を行います。スマートフォンアプリの支援につきましては、市役所1階のデジタル活用臨時支援窓口や、よろず相談会などにおきましても、利用者の求めに応じてサポートしていくつもりでございます。

2ページ目の参考資料につきましては、上段で本事業におけるサービスラインナップ、下段は病院D Xのイメージをお示ししております。こういった病院D Xが実現されることで、患者となる市民にとって便利になるのはもちろんですが、医療従事者の負担が軽減され、より良質な医療サービスが市民へ提供されることにつながるものと考えております。以上で報告を終わります。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、JR淀江駅のリニューアルについて、当局からの説明を求めます。

倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 資料を御覧いただきたいと思います。交通政策課のほうからJR淀江駅のリニューアルについて報告させていただきます。

まず、1番ですけど、経過ですけども、9月にJRの山陰支社のほうから、淀江駅のリニューアルに関する説明と提案をいただきました。この提案の概要としては3点ございまして、まず駅ホームにある跨線橋を令和7年から8年の2か年で改修するという計画をJ

Rとして持っていると。これに併せて駅の改修も行いたいということで、目標としては7年、8年で工事を終わって、令和8年度中に供用開始をしたいということがまず第1点です。2点目が、現在の駅舎は待合所と、あと、使ってない事務室というのがございまして、今回の改修によって使ってないほうの事務室はもうなくしてしまって、待合室のみとするという考え方であるということが第2点です。3点目が、駅舎に隣接しまして、米子市が所有しているトイレがございます。これについても、市の意向に応じてですが、改修に併せて一体の建物とする、合築というんですけども、を検討したいという内容でございました。

これを受けまして検討した結果が、2番目の今後の方針というところでございます。結論としては、(1)にございますように、駅のリニューアルを契機として、駅舎と市所有のトイレの合築整備についてJRと協議しながら検討していくという方針でございます。この方針に至った理由としましては、まず先ほど言いました市の所有のトイレなんんですけども、こちらもかなり老朽化が進んでおりまして、毎年ちょっとずつ改修をしているような状況にございます。したがいまして、今後、この施設そのものの改修に向けた検討が必要になると、ちょっと検討していたという状況があったということがまず1点です。駅のほうなんですけど、駅についてはJR、鉄道だけではなくて、米子市の運行しておりますコミュニティバスのどんぐりコロコロも乗り入れております。したがいまして、交通結節点という性格もございますので、乗り継ぎに必要なために、一定程度の快適性、利便性というのが求められているという状況にあるということ、あとは、合築整備することで駅利用者の利便性の向上が期待できるという、そういった理由で検討を進めたいという方針に至りました。また、整備の方向性としては、待合所とトイレの整備っていうのが、今ある施設の整備が基本というふうに考えております。それ以外の機能ですとか、あと、にぎわい創出につながる利活用策っていうのは当然検討していきたいというふうな考えでございます。また、整備に係る財源につきましては、国補助の活用を検討するとともに、今後は整備と維持管理の負担区分について、JRとしっかりと協議を進めて向かっていきたいという考えです。今後、このような方針で進めてまいりたいと考えておりますので、今回報告させていただきます。なお、駅の現状ですけども、下のほうに航空写真と建物の外観、トイレ内の写真を載せておりますので御確認いただけたらと思います。報告は以上です。

**○塚田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

土光委員。

**○土光委員** この資料で、下の航空写真で、左上で「設備撤去、JR単独実施」というふうに書いてるところ、これは何の設備ですか。

**○塚田委員長** 倉本交通政策課長。

**○倉本交通政策課長** すみません、ここはJRのほうで単独でされる工事だったので、ちょっと資料内に説明が不足しておりますけども、これは2番ホームにある待合というふうに伺っております。こちらのほうが、現在、ほぼほぼ使われてないという状況なので、今回の改修に併せて撤去してしまいたいということです。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** つまり、ホームにあるちょっとした風をよけるための待合室、あれをなくす

ということ。それは何ですか、何か理由は聞いてます。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 詳細なことは、ちょっと分からぬところもあるんですけど、確認できてる内容としては、今、淀江駅っていうのが2面2線の駅の構造になっておりまして、今回撤去する側のほうが2番乗り場というんですけども、基本的にはその反対側の1番乗り場のほうが上下本線が乗り入れてます。行き違いとかが発生した場合にこの2番乗り場を使ってるようなんんですけども、通常は1番乗り場で対応されておりまして、実態として、この待合が利用されてないというふうに認識しております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 これJRの設備だから、それはJRが最終的に決めるものだというのは、それは分かってますが、今言ったように、2番乗り場、ほぼと言ったけど、私乗るときも2番乗り場で乗ることは何度かあるし、だから使う人は少なくともいる。ほぼがよく分からないけど、使うとなると、待つときに1番乗り場のホームで待って、2番に列車が来たら跨線橋を渡ってというのは、それは無理なので、当然2番ホームで待つ必要がある。そんときに雨風、これ何にもなければ、何もそういったことがない、今でもこの階段下りたところでちょっと待ってるということもあるけど、だから本当にこれなくす理由というか、それはJRと少なくとも確認はしていただきたいというふうに思います。

それから、トイレのことなんですが、私はJRの駅の附属設備だと思ってたんだけど、今回改めて、ああ、これは米子市がやってる、多分米子市がというのは、淀江町時代に造ったわけですよね。もし分かればですが、淀江町時代にこれは町が全て、つまりJRは全然出さずに、町がこのトイレは造ったものなんですか。それとも、JRとある程度費用折半、当然、駅に乗り入れする人が使うので、費用分担とかそういう形で造ったのか、その辺の経緯が分かれば教えていただけませんか。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 今お尋ねのトイレの件ですけども、これはおっしゃるとおり旧淀江町時代に、今回の資料にも建築年をつけておりますけど、平成3年に当時の淀江町が県の補助金を活用して町で設置されたというふうに確認ができます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 つまり、JRは全然出してないということですか。それは間違いない。イエスかノーか分からぬ。

(「町で整備したということで、JRは出してないというふうに確認しております。」と倉本交通政策課長)

分かりました。それから、この改築で、今は事務所と待合室、事務所は実際、無人駅なので使われていない。今回トイレを一つの、改築のときにトイレを多分その中に、どっかにトイレの場所を設けて改築すると思うんだけど、事務所を含めた今の淀江駅の敷地面積というか、その大きさは改築後も変わらないということで改築するんですか。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 今、現時点では、規模感というのは、ちょっとこのくらいになるというのは申し上げられませんで、これから協議しながら、その規模感についても進めていきたいという考えです。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、現時点ではそれは決まっていない。ある意味で、使ってない事務所はそれは要らないんだから、小さくなるということを考えられると思うんですが、ただトイレをするからそれは分かりませんけど、とにかくそこは決まってないわけですね、分かりました。

それから、この駅舎の中にトイレを造るという場合、これも費用負担の話ですが、多分駅舎自身の改築はJRが当然すると思います。そこにトイレを、その中の一画をトイレを設備する。そのときのトイレに関する費用、それから造った後の維持管理費、その辺はJRと米子市、どのように費用分担、どういうふうにするかというのは、米子市としてはどういう考え方ですか。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 費用負担の考え方ですけども、今、既存の設備が、待合はJRさんが設置されたもの、トイレについては米子市が、旧淀江町ですけど、米子市が設置したというものですので、整備に関しては、そこはそれぞれの、今、さっき規模がまだ決まってないと言いましたけど、面積なりで案分してそれぞれの負担割合を決めるということになろうかなとは思ってますけども、それについても今後、整備の負担と、あと、その後の維持管理の負担区分についてもしっかりと協議して、また決まりましたら報告させていただきたいというふうに考えます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 当然、JRと協議して最終的には決めるものだと思います。ただ、今の米子市の考え方として、先ほどの説明でもトイレというのは交通結節点、どんぐりコロコロ、そういった利用をする場で、例えばもうトイレ部分は米子市が負担するというふうな考え方は、少なくとも今の段階では持っていない。ある程度協議の上、費用分担をして、それは最終的に決めるというのが今の米子市の姿勢ですか。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 最終的には協議して決まっていくものなんですけども、トイレ部分については町で設置して、今、現時点でも維持管理は米子市がしますので、そこについては米子市が負担すべきものではないかなというふうに思います。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、今の時点での米子市の考え方、姿勢を聞いています。今の話では、維持管理費は米子市が全額負担するというふうな考え方のように聞こえたのですが、例えば建設費は米子市としてはどういう考え方なのですか。最終的には協議の上決まるというのは分かった上で聞いてます。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 整備につきましては、一体的に整備するので、計算で案分するような形にはなると思うんですけど、待合部分についてはJR、トイレについては米子市が負担すべきと考えます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 私が聞いてるのは、待合部分がJRっていうのはそれは当然なので、トイレ部分、これ、トイレはJRで駅を利用する人も使う、だからJRにとってもそれはある意

味で必要なものだと思うのですが。だからトイレ部分に関して、その建設費、これは米子市がもう全額負担するというふうに考えているのか、ある程度JRと案分するものだというふうに考えているのか、協議するに当たっては、その辺のまづ基本的な考え方方がはっきりしてないと駄目だと思うので、あえて聞いてます。決まってないんだったら、それはそれでいいです。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 現時点では決まっておりません。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 副市長、決まってないということだけど、基本的にどういうスタンスで臨むのが望ましいと思いますか。

○塚田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 基本的には今後の協議になりますが、現状が待合室部分、いわゆる駅舎部分はJRが、そして公衆用トイレ、もちろん駅の利用者も使われるでしょうけども、公衆用トイレは米子市だと、旧淀江町でありますけど、という役割分担でやっておりますので、何か大きな変更要因がない限りは、現在の役割分担、費用分担を踏襲することがベースで両者が協議する、こういうふうな進め方になるだろうというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 あと、この底地、今のトイレの場所、それからJRの駅、土地は誰の土地なんですか。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 底地はJRの所有になります。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 トイレ部分もJRの所有ですか。

○倉本交通政策課長 はい、おっしゃるとおりです。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 賃料は払ってるんですか。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 このトイレ部分の賃料につきましては、無償でお貸しいただいているという状況でございます。

(「分かりました。」と土光委員)

○塚田委員長 ほかございませんか。

大下委員。

○大下委員 1点お聞きしたいんですけど、今後、鉄道と巡回バスを使って、どんぐりコロコロが接続する交通結節点として利便性を上げていくことなんんですけど、これは、今後もどんぐりコロコロだけを使ったものになるんでしょうか。交通手段として、どんぐりコロコロしかないのが今の現状なんですけど、今後はほかの手段も考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 駅から二次交通という考え方じゃないかなと思うんですけど、現

行はどんぐりコロコロだけの状況です。それ以外の手段につきましては、今まで議会のほうでいろいろ御提案、議論があったかと思いますけども、そこは関係者とよくよく協議しながら、可能なものがあれば、来られた方の利便性向上につながりますので、どんぐりコロコロだけでいくという考えではございません。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 以前、タクシーの会社の方とも話してたんですけど、駅をもうちょっと活用できるようなふうにしてほしいということも言っておられましたし、今、カーシェアリングとかも結構米子駅周辺でやっている方もおられますし、そういった方の意見も取り入れながら、交通結節点としてさらに利便性を上げていただけるように、ちょっと話し合いをしていただけたらと思いますけど、いかがでしょうか。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 今回の改修に当たりましては、今、大下委員がおっしゃられたような観光に關係する関係者の方の御意見というのは当然伺いたいと思いますので、そこら辺の声はしっかり聞きながら検討を進めたいと思います。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 もう一点、これ要望なんですけど、駅の周辺見ますと、今、法律改正で空き家の解体がずっと進んでまして、駅の周辺とか特に空き地がどんどん増えてる状態なんで、できましたら今後の活用方法についても、住民の方々とも意見交換しながらちょっと進めていただきたいので、これは要望いたします。以上です。

○塚田委員長 ほかございませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、まちなかにおける土地利用の規制緩和等について、当局から説明を求めます。  
相野都市創造課長。

○相野都市創造課長 そうしますと、まちなかにおける土地利用の規制緩和等について御報告させていただきます。御報告2点ございます。

まず、1点目です。東山公園駅周辺についてです。市民体育館につきましては、昭和44年に建設され、このたび市民体育館と産業体育館とを統廃合しまして、新体育館を鳥取県と共同整備することとなっております。しかし、平成17年に建築基準法の取扱いが、観客席がある体育館や球場などを観覧場として扱うことが示されました。現在の用途地域は観覧場が建設できない用途地域であることから、整備が可能となる用途地域へ変更しました。変更対象区域は、位置図にありますとおり、赤枠と斜線の範囲で示しました約26ヘクタールの部分です。将来的に、陸上競技場ですか市民球場、こういったところの整備も考えられますことから、変更の対象区域として定めました。変更の内容は、用途地域を第1種中高層住居専用地域から準工業地域へ変更しました。あわせて、市内全ての準工業地域を1万平方メートルを超える集客施設が制限されています大規模集客施設制限区域に指定していますことから、今回も同様に大規模集客施設の制限地区に指定をしております。経緯につきましては、11月に都市計画審議会から異議なしの答申を受けまして、11月20日に都市計画変更の告示を行ったところです。

2点目の報告です。資料2ページ目を御覧ください。米子駅南側についてです。米子駅

の南側につきましては、がいなロードや駅南広場に続き、市道米子駅目久美町線ですとか、目久美公園、米子アリーナなどの整備を進めているところであります。新たな人流が生まれることが想定されております。これらの整備を生かすためにも、米子駅南側のにぎわい創出やさらなる民間投資、こういったものを誘発できるよう、土地利用の規制緩和を検討しております。対象区域は、位置図の赤枠と斜線の範囲で示しております約5.3ヘクタールになります。緩和の内容ですが、現在の用途地域の準工業地域は変更しませんが、建蔽率と容積率を変更いたします。建蔽率を60%から80%へ、容積率を200%から300%へ変更いたします。今後の予定等ですが、現在、地元自治会ですとか土地所有者さんなどの関係者に向けまして、規制緩和の素案について説明を始めているところです。今後、それらの意見等を踏まえまして、来年4月の都市計画の変更を目指しているところです。説明は以上になります。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

今城委員。

○今城委員 まず、1番の東山公園周辺についてっていうことなんですかけれども、特別用途地区ということに指定をするってということで、とてもいいことだと思ってますが、周辺には、示してくださっているとおり第一種住宅地域もありますし、場所によっては、入っているところには相当な住宅街もあったりとかするっていうことを考えると、この大規模な集客の施設っていうところで指定するのはとてもいいことなんですかけども、今後もちろんこの周辺の道路事情っていうのも、また考えるっていうふうにはおっしゃっているところですので、そこにも関連すると思いますが、道路のつき方とか、また車とか、様々な交通手段とかっていう、バスも含めて、そういうところの配慮もしていかないと、ただ特別用途地区に指定をしましたというわけにはちょっとといかないことも今後起こり得るのではないかかなっていうふうな危惧があるのですが、既存にある住宅街も結構しっかりあるので、この辺のあたりの対応みたいなことはどんなような考え方なんでしょうか。

○塚田委員長 相野都市創造課長。

○相野都市創造課長 このたびの変更と合わせまして大規模集客施設の制限をかける地域を定めたところについては、位置図にあります赤枠で示したところ、今回、用途地域を変更するところのみとなっております。このエリアにつきましては、既存の湊山公園内の施設にとどめております。ですので、その範囲内での今後の大規模な集客施設っていうのを、あくまで米子市有地ということで、現在のところは想定していない状況です。以上です。

○塚田委員長 今城委員。

○今城委員 分かりました。この範囲内でっていうことであるということはおっしゃったとおりだと思いますので、ただ、その周辺に及ぼす影響みたいなものが、例えば今後、先ほど言いました道路ですとか、そこにやってくるためのアクセスの問題ですとか、この間、中田議員さんも質問におっしゃってたとおりの、様々な課題っていうのはまだ残されていると思うんですね。現実、私のところの前の辺の道路とかも、ここ、アリーナの辺りが変わったらバスがばんばん来たりとかするようなことで、地元からも多分意見があると思うんですけど、そういうことではとても困るんだけど、道路のつけ方を変えんといけんだな

いかとか、そういうような意見とともにばんばんやってきているような状況であるっていうところで、まだいろんな形を示せれてないっていうのがこの現実だと思うんですけど、この用途変更が行われたから、それで変わるとか困るとかっていうことにはきっとならないとは私も思ってるんです。ただ、トータルとして、この地域が住みにくくなってしまいましてというようなことにならないようなことっていうのは、考えていらっしゃるとは思うんですけど、検討したものをきちんと地元にも、また議会にも示していただけるタイミングで示していただくほうが、安心して予定変更も含めて進んでいけるのかなと思いますので、よろしくお願いをします。これは要望でいいです。

○塚田委員長 ほかございませんか。

国頭委員。

○国頭委員 米子駅の南側についてなんすけども、変更地域ここだけって区切られたんですけど、三柳だとか、今、県道の米子中央線でしたっけ、道の周りの緩和っていうか、沿線の緩和みたいなのもされてきたんですけども、そういった今後はさらに沿線の緩和とか、そういった考えはあるのかどうかということと、それからここだけ区切る前に、いろいろとその前に考えられたことがあるのか、区域の指定ですね。これよりもっと多く指定されようとしたのかどうかっていうところを聞きたいと思います。

○塚田委員長 相野都市創造課長。

○相野都市創造課長 このたびの変更の検討に併せて、その周辺ですとか沿線、併せて検討かどうかというお尋ねかと思います。このたび変更するところにつきましては、準工業地域、今後いろいろ様々な土地利用が見込めるだろうというところの地域に限定させていただいております。その周辺、その横の黄色い色で塗ってあるんですけども、第一種住居地域等につきましても、併せて検討のほうはしました。ただ、今回は基本的に現在、住宅地として整備されているっていうようなことも踏まえまして、取りあえずといいますか、当面空いた土地利用とかそういったものが進むということを期待しながら、現在のところは緩和はしないという判断をしております。

あわせて、申し訳ありません、ちょっと資料の訂正をさせていただきたいと思います。資料の2ページ目の（2）の②ですけれども、緩和内容の（案）ということで、先ほど私のほうが建蔽率と容積率の説明をさせていただいたんですけども、そちらの表記、建蔽率と容積率が逆になっておりまして、資料のほう、上のほうが建蔽率と書いてあるんですけども、正確には容積率が上で、建蔽率が下になります。訂正させていただきます。失礼しました。以上です。

○塚田委員長 ほかございませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市まちづくりビジョン改定における主な変更方針（案）及び取組状況等について、当局から説明を求めます。

松本総合政策課総合戦略室長。

○松本総合政策課総合戦略室長 そういたしますと、現在、改定作業を進めております、まちづくりビジョン、こちらの進捗状況等を踏まえまして、主な現在検討しておりますポイントについて御報告させていただきたいと思います。現在、まちづくりビジョンですけ

ども、現行の7つの柱を基本としながら、変化をしております社会情勢等を踏まえ、改定作業を行っておるところでございます。

まず、1点目のポイントといたしましては、数値目標の見直しでございます。現在約60個程度の数値目標がありますが、中には成果指標的なものではなくて活動指標的なものもございますので、精査を行いまして数を厳選していきたいというところと、あと新たに、例えば市民満足度であったり滞在人数といったようなものを設けて、ビジョンの進行を確認していきたいというふうに考えているところでございます。

2点目のポイントとしましては、ビジョンに掲げます主な取組でございます。この5年間におきましては、例えば少子化であったり人材不足の対応、DXといったようなところが主要な課題になってくるかというふうに思っておりますので、これら部局横断の課題に対しましては、四角で囲ってあるような取組を各柱ごとに設定いたしまして、総合的に取組を推進していきたいというふうに考えているところでございます。なお、本日、別添資料といたしまして、1、2、3を御準備させていただいておりまして、こちらの四角に囲った以外の取組については資料1のほうにまとめさせていただいておりますし、資料2につきましては、これまで行いました審議会の意見であったり、団体等の意見等を踏まえたものをまとめさせていただいたところでございます。また、資料3につきましては、審議会等でお示しさせていただいた資料でございまして、こちらのほうにつきましては現行の社会情勢の変化や、それを踏まえた本市の課題であったり、そういうものをまとめさせていただいているので、後ほど一読いただければと思います。

続きまして、3番目のポイントといたしまして、基本目標、基本方向の見直しでございます。現在7つの基本目標をまちづくりビジョンのほうには掲げておりますが、2項目、変更をしたいというふうに考えております。まず1つ目が、基本目標の交通基盤の充実と人が集うまちづくりを、交通基盤の充実と歩いて楽しいまちづくりに変更したいというふうに考えております。変更理由は下に記載しておりますので、御確認いただければと思います。2つ目の基本目標につきましては、地産外商と所得向上のまちづくりを、地産外商のまちづくりに変更したいというふうに考えているところでございます。理由につきましては記載のとおりでございますので、確認をお願いしたいと思います。続きまして、2ページ目のほうに移らせていただきたいと思います。こちら2ページ目につきましては、基本目標にはそれぞれ各基本方向が、今それぞれ設定されているような状況でございますが、こちらにつきましてもこの四角枠で囲ってあるところの内容につきまして、時代背景の変化等を踏まえてこちらも変えていきたいというふうに現在考えているところでございます。

また、改定に向けた今後の予定、4のほうに記載しております、今後12月25日には総合計画審議会のほうで、改めて計画のほう素案をお示しさせていただき、以下の流れで進めさせていただき、令和7年3月には完成といったような流れで現在作業を進めているところでございます。簡単ではございますが、報告以上でございます。

**○塚田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

稻田委員。

**○稻田委員** 幾つかお聞かせください。今、説明があったのが、裏面なんですかけど、4、改定に向けた今後の予定についてで素案という記載があるんですけど、今日我々に配付さ

れてるもののが素案でしょうか。もう少し別な言い方をしますと、今のまちづくりビジョンは何ページかにわたってる冊子なんですが、それに当たるのが資料3なのかなと思うんですが、20ページ目ぐらいで終わってまして、細かい記載が書いてある、要は詳細に書いてあって、目標が書いてあるページのところがないなという印象なんですが、その辺り説明いただけますか。

○塚田委員長 松本総合政策課長補佐兼総合戦略室長。

○松本総合政策課長補佐兼総合戦略室長 こちらの資料で素案というふうに示させていただいているのは、今の現行のビジョンの形をイメージしていただければと思いますので、先ほど言われた細かい計画であったりですとか、そういったものをつけたものをこの段階でお示しさせていただくというような考え方でございますので、資料3につきましては、あくまで総合計画審議会のほうでお示しさせていただいた検討用の資料というような位置づけでございました。以上です。

○塚田委員長 稲田委員。

○稻田委員 私はそれが今日出てくるもんだと思って待ってたんですけど、いつ出てくるんでしょうか。

○塚田委員長 松本総合政策課総合戦略室長。

○松本総合政策課総合戦略室長 先ほど委員の言われたものにつきましては、1月の閉会中の委員会にお示ししたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○塚田委員長 稲田委員。

○稻田委員 分かりました。またそのときにいろいろお聞きしたいと思いますが、せっかくですので資料1なんですけれども、久しぶりに赤いだんだんバスを見たなって、最近緑が多いんですけど、それは置いときまして、基本目標1の主な取組、色は濃い青かな、中黒が幾つかあるんですけど、一番下なんですが、自動運転など、先進技術導入による路線バス運行の効率化、要は路線バスに自動運転が入るのがある程度見えてるんであれば、せっかく交通政策課長もいらっしゃるんで、ちょっとその辺の見通しをぜひこの場で聞きたいと思っての質問です。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 自動運転につきましては、今、調査研究を進めているという、当課としてはそういう段階なんですけども、以前、議会のほうでも御答弁申し上げましたように、どういうやり方であつたら可能であるかという検討の今、段階に来てますので、進めていきたいという考え方でございます。自動運転が入りました暁には、すぐすぐにはならないかもしれないんですけども、完全自動っていうことになれば、その分、運転手がいなくても運行できるバスが生まれるわけで、そこら辺は、ほかのバスに運転手さんいってもらうとか、運転手不足対策に寄与するものというふうに考えます。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 補足いたします。議会でも私が御答弁した際には、今、今日もたしか報道で出てました、鳥取市が実証運行3回目をされるということで、あれはレベル2というふうに伺っております。我々が想定してるのはもうちょっとレベルの高いもの、完全自動運転というものが本当に実現するのであれば、今、倉本が申しましたとおり、ドライバー不足の解消にもやっぱりつながっていくというふうには考えておりますので、当然

ながら段階を踏みながら実証していかなければいけませんが、そういったできるだけ完全自動運転に近いものの導入に向けたこれからストーリーを描きながら、最終的には路線バス、あるいはコミュニティバスでどうにかできないかということを模索をしていきたいということで書かせていただいたものでございます。

○塚田委員長 稲田委員。

○稻田委員 という具合で、詳細な部分があればもう少しお聞きもしやすいんですけど、ひとまず分かりました。

あともう一つだけ教えてください。資料3なんですけれど、見させていただくと、何ページ目からかな、11ページ目以降なんですが、黒い太矢印で書いてある部分と、それから同じくですが、太字で赤く書いてあるのがあって、この太字なんですけど、黒と赤の違いはどういうものが意味されてるのか。注釈がなかったように思えるので教えていただきたいと思います。

○塚田委員長 松本総合政策課総合戦略室長。

○松本総合政策課総合戦略室長 赤字で書いてある部分につきましては、総合計画審議会のほうで出た意見を反映させたものを赤字というふうにさせていただいて、委員の皆様にお示ししたところでございます。以上です。

○塚田委員長 稲田委員。

○稻田委員 では、これで最後になります。フレイル対策のところ、40代からという記載があって、私も本会議で触れたので、それを反映してもらったかどうかは分かりませんが、これも含めてぜひともよろしくお願いします。

それと、1月の閉会中の前にはということでしたが、その前日とか前々日よりももっと早い段階でいただかないと、我々も読み込んで協議したいと思いますので、ぜひとも早めの提示をお願いいたします。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

今城委員。

○今城委員 先ほどの資料の1になるところなんんですけど、何点か教えてください。先ほどの報告がありましたヘルスケアプラットフォームにも関連するかもしれないと思ってるんですけども、先ほどおっしゃってた中で、基本目標の2のところの黒丸、真ん中辺あたり、DX推進4病院等との連携による医療体制の強化っていうのは先ほどおっしゃってたものになるとは思うんですけども、実際問題はこれはもう今後進んでいくっていうことでいいと思うんですけど、この4病院だけではなくって、今後は地域の様々な、市内の病院との連携とかをすることによって、この4病院とのアクセスとか連携っていうことをを目指していると思いますので、この辺のあたりのことが、この基本目標の中に入ってきていないっていうのは、この「等」だけの1文字で表現というか言うつもりでいらっしゃるのか、その辺のあたりの今後の考え方等も教えていただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

○塚田委員長 堀口DX推進監。

○堀口DX推進監 資料自体はその表現をしておりますけども、ヘルスケアのほうの実態から申し上げますと、まずは4病院でスタートします。その後、島根県の東部、鳥取県内、そういったところの県立中央病院ですとか、主要な医療機関プラス開業医、クリニックで

すね、そういったところも含めていきたいなとは考えております。

○塚田委員長 今城委員。

○今城委員 分かりました。これ多分、概要版だからっていうことはもちろんありますけれども、そういったところを目標とするものみたいな感じであれば、入れていただいくほうがいいのかなという気持ちもします。半分は市がやることであったり、会社がやることっていう形にもなるんですけど、それをどう書き込むかっていうのはちょっと難しいとこかなとは思いますけど、でも市がやっぱりそれを推進していくっていうための大きな原動力というか、なろうとしていることを考えると、これはちょっと入れといていただくのがいいかなっていうふうに思います。

もう一つ、すみません。この今のところでいうと基本目標の4なんですけど、地産外商のまちづくりのところで、先ほど説明いただいたところでは、海外に向けての外商っていうところが大きく変わったところで、クローズアップされたなというふうに思ってるんですけど、今後のことですので、まだ今はどうこうってこと言えないと思うところもあるんですけど、展開といいますか、そういうことについてのことっていうのは、どういうようなビジョンというか考え方というか、めどとか、そういうのがあるのでしょうか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 海外展開っていうのは実はこれまで取り組んでおりまして、今のビジョンにも実は同様なことは記載はされておりますが、これからより強化をしていかなければいけないポイントとしては、やはり国際定期便がどんどん就航していって、また来年度には台湾の就航も見込まれてるというところもございます。圏域市長会のほうで、台湾のビジネスというものに着目をした仕掛けといいますか、仕込みっていうのをやろうかというようなお話を今、進めておりますので、そのときには例えば、実はこの間もちょっと議会で御答弁申し上げたかもしれません、台湾の人材が今、直接配置がされてます、圏域市長会にですね。貿易実務に非常にたけた方でもございますので、これまで企業さんが商談会でマッチングしてその場で終わりっていうことも結構あったんですけども、後々の契約実務だとか商流につなげていくような、そういったアドバイスもできるような体制が整いつつあるところでございますので、こういった圏域市長会の枠組みも使いながら、実務的なサポートもしながら、海外展開できるようにお手伝いできればなというふうには考えております。

○塚田委員長 今城委員。

○今城委員 ぜひお願ひします。実は、先日ある方からちょっとお話を伺ったのによると、来年の4月とかって言いなったかな、頃に毎年行われている、イタリアかな、ミラノの何か商談が世界で、特にヨーロッパ系のところがあるというようなお話を伺って、そうなんですねっていう話ををしてたんですけど、ここで行われる商談っていうものや、そこで行われている今後の契約みたいな感じのものっていうのは、世界シェアを目指してやっていけるようなもので、米子にはそういう品物として、商品として持っていく、出していく、臨んでいくっていうつもりはないのか、みたいなお話を伺ったりして、来年の4月のことを今すぐしろっていうことではなくって、このビジョンの中で考えていく海外進出っていうの、おっしゃっているのは一番、これまでずっと続けて築いてきていた関係性や信頼や、様々なところでの今、台湾とかそういう、アジア圏っていうところが大きいと思うん

ですけど、今後のことを見て、もし本当にそういうことが行われることが可能なのであれば、そういうところもちょっと考えていくのも一つの。せっかくこうやって大きな海外について、外商っていうところを目指していくのであれば、できることとできないことはもちろんあるんですが、を目指していくものがあるのであれば、ちょっと研究とか検討とかしていただければいいのかなっていうふうに、この間お話を伺いながらそういうことも考えたりとかもしましたので、要望というよりもそういうのもありましたよぐらいの感じで受け止めていただければいいかなとは思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

○塚田委員長 ほかございませんか。

大下委員。

○大下委員 基本目標の7の災害に強いまちづくりに関してなんですけど、これ要望といいますか提案といいますか、これ子どもの防災教育のほうにもぜひ力入れていただきたいなと思ってまして、ていうのが、例えば災害が起きた場合とかでも、避難所がいっぱいの中に泊まれない場合とか、建物が崩壊してて、それで中には入れない場合も想定できますので、できたらふだんから例えば小学校の夏休みとか通じて、それで例えばグラウンドを使ったテント張りとか、キャンプ活動を通じて、何かそういうた楽しみながら防災にも取り組めるようなシステムをぜひ考えていただきたいなと思いますし、あと実際に今の子どもたちに聞いてみると、結構虫が嫌いとか、もう海とかになると砂が入るから嫌だとか、でも実際に災害が起きるといろんな場面も想定できますんで、あらかじめそういうた場面を想定した防災教育っていうほうにも力を入れていただきたいと思いますんで、ぜひよろしくお願ひいたします。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 防災教育、非常に重要な視点でございますので、ぜひ入れていきたいと思いますし、これまでも当然入ってたんですが、その視点は重点的に入れていきたいと思ってます。せんだって議会のほうでも矢田貝委員から御紹介があった防災キャンプとか、ああいった取組も地域地域で進みつつありますので、ああいった取組がより進んでいくように、我々としてもお手伝いをしっかりしながらやっていきたいと思っていますし、そういうものの重要性をこのビジョンの中にも位置づけていきたいというふうに思っております。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 ありがとうございます。あともう1点追加なのは、実際に自分の住む地区で今度消防の出初め式とかあるんですけど、そういう際とかでも、これまで団員が集まって終わりだったんですけど、今うちの地区で高齢者の方たちと一緒に豚汁作って、それをみんなで食べてっていうことも防災のほうに、災害が起きたときの対応につながるのではないかと思いますんで。それで実際に消防団員の方だけじゃなくて、高齢者の方に相談したところ、福祉ですね、民生委員の方が、そういうのも高齢者も一緒に取り組めば地域の交流にもつながると思うんで、それでぜひ協力したいっていうことで言っていただいてますんで、そういうこともぜひ取り組んでいただきたいと思いますんで、よろしくお願ひいたします。

○塚田委員長 ほかございませんか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 一言要望として申し上げたいと思います。まちづくりビジョンの柱として7つ掲げられているところの共通というのは、やっぱり市民と共にまちをつくっていくっていう、つながり構築の中で全てが一歩進むことができるんじやないかというところを1本横串をきっちと刺していただきたい。この議論をされる中にも、当事者、議論される皆さんに共有していただきたいというふうに思います。その上で、公民館を中心にどのようにまちづくりをして重層的支援をするであるとか、防災活動をするであるとか、その活動の単位をどこに持ってくるのか、その人材をどう育てるのかというようなところを、まちづくりビジョンの柱としては出てきてないところですけれども、その大本にあるというところをくれぐれも確認をさせていただきたいというふうに思います。どうお考えでしょうか。それらも、「えしこに」もそうですし、災害もコミュニティ・スクールも全てに共有していると思うんですけど、ちょっとこの議論の入り口のところではもちろんされてたと思うんですけど、見えにくいんですけども、お考えを確認させていただけますか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 有識者の皆様との審議会の中でも一番多く出てきたのは、今まさに委員がおっしゃった視点がありました。公民館をどういうふうに使って地域活動を盛り上げていくのか、あるいは地域活動にいそしむ人材不足をどのように解消していくのか。感覚的には、もう半分ぐらいの意見がそういう意見でございました。今回は、まだ審議会の委員の皆様への御提案ベースのものでございますので、きちんとしたものがしっかりと書き込めていない状態のものをお示ししております。委員がおっしゃった一人一人がまちづくりに関わっていくと、そこをしっかりと横串を刺していくというという視点については、理念部分でこれはしっかりと入れさせていただこうというふうに思っております。これは政策的な横串として、人材不足とかそういうものは入れてございますが、そもそもまちづくりビジョンのまちづくりというものはどのような理念で取り組んでいくのかということは、これは大本の前文、あるいは入り口の部分での考え方でお示しはしたいと思っておりますので、そこは私どもとしても理解をしておりまますし、対応していきたいというふうに思っております。

○塚田委員長 ほかございませんか。

国頭委員。

○国頭委員 まちづくりビジョンについての各種団体等、公民館等説明をされたんですね。数値目標のところが最後のほうに書いてありますけど、まだ検討中というのはそのまま示されたとは思いますけども、入っているのもあると。そういう数値目標について、市民の人から何か言われたことっていうのはなかったんですか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 市民の皆様といいますか、いろいろ意見交換の場とか審議会の場で、多数御意見はいただいておりまして、いわゆる数値目標の在り方については、何点かお話はいただいております。多かったのは、やはり、先ほど松本が御説明しましたとおり、いわゆる成果指標としてなじまないものも今までちょっと若干含まれてたのかもしれない。例えば、セミナーの参加数とか、それがどう結果に反映したのかっていうのがちょっとなかなか分かりにくいものもあったということもありまして、そこは若干絞り込ませていただいて、実際例えばにぎわいを創出するのであれば、どれぐらいにぎわいが増えてるのか

とか、定量的にその成果が確認できるものにしてはどうかといった意見がかなりの部分でございました。あと、もう一つ多かったのが、KPIの設定、数値の設定に際して、もうちょっと野心的にできないかと。現状の上昇曲線といいますか、ベクトルの延長線上になりますがちなものですから、そういうものではなくて、もうちょっと手を伸ばせば、頑張ればいけるような数値にしてはどうかといった意見も多数あったものですから、現在ちょっと若干検討中が多いんですけども、そういう指摘を受けた部分が今、検討中になっているということです。

○塚田委員長 国頭委員。

○国頭委員 いつもビジョンの数値のどこについては、まあ何年かけてちょっとだけ上げるのはどうなのかとか、委員の中でもいつもある話なんですね。ただ、市民の方が言われたように、野心的な数値目標というのもやっぱりあると思うんですよね。今ちょっと生活習慣病の割合をかなり下げるという目標がちょっと入ってたので、これはなかなか本当に市を挙げて、全体挙げてやっていかないと、もう難しいような、これこそ野心的なじやないですけど、目標だったり書いてあつたりするので、そういう思いを持って書かれてるのかどうかとか、思ったりしてました。これっていうのはまた、全部確定すれば、今後全員協議会等で報告、説明があるっていうことでいいんですよね、今後は。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 先ほども稻田委員の御質問にお答えしたとおり、委員会で御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

○塚田委員長 国頭委員。

○国頭委員 私は、委員会もですけども、やはり全議員が話す場で、かつてはそうだったので、そういう様々な意見を出していただけるようなことがいいのかなと思ってますけども、これは意見として今後、議長中心に考えていただければなと思っております。以上です。

○塚田委員長 ほかございませんか。

堀口DX推進監。

○堀口DX推進監 先ほどの今城委員の前段の質問に対する回答のちょっと補足になります。申し訳ありません。今現在の書いてある表現、あれは今現在を示してるものでありますし、先ほどの病院への横展開というのに併せて、プラスとともにこの事業は国の交付金で賄っておりますので、厚生労働省やデジタル庁を中心としたところに米子市の取組を今、共有しております。その先にありますのが、地元企業の活性化ですとか、最終的には市民の皆様の利便性の向上、そういうところを目指しております。以上です。

○塚田委員長 ほかございませんか。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、ふるさと納税を活用した高等教育機関との連携強化について、当局からの説明を求めます。

松本総合政策課総合戦略室長。

○松本総合政策課総合戦略室長 そういたしますと、ふるさと納税を活用しました高等教育機関との連携強化について御報告させていただきたいと思います。本市と鳥取大学医学部附属病院及び米子工業高等専門学校につきましては、さらなる連携強化を図るために、

ふるさと納税メニューに新たな事業を設定いたしました、ふるさと納税の寄附の募集を開始しております。また、併せて、ふるさと納税を活用しました連携協定のほうも締結いたしましたので、このたび御報告させていただくものでございます。

まず、1番目といたしまして、ふるさと納税メニューへの新規事業の設定についてでございます。現在、米子市におきましては、ふるさと納税メニュー5コースございますが、そのうちの一つのがいなよなご応援団のこちらのコースのほうに、(1)に記載してございます、アトイのコースを設定させていただきまして、寄附の開始を行ったところでございます。寄附の募集を開始した時期につきましては、(2)に記載しております令和6年12月4日でございます。寄附の充当先といたしましては、締結いたしました連携協定に沿って、地域プロジェクト、例えば学生の地元定着や地域の人材育成というようなものに行う事業について充当していきたいというふうに考えているところでございます。

2番につきまして、連携協定の内容について御説明させていただきたいと思います。こちらの連携協定につきましては、両校と地域の活性化及び魅力向上に寄与することを目的として連携協定を締結したところでございます。連携事項につきましては、(1)番でございますけども、ア、イ、ウに掲げてる項目でございまして、先ほど寄附の充当先としてお示しした内容でございます。連携の協定締結日につきましては、令和6年12月4日でございます。締結した協定の内容といたしましては、こちらの資料の別添1と別添2という形で添付させていただいておりますので、御確認いただければと思います。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

ないようですので、以上で総合政策部からの報告を終わります。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前11時37分 休憩**

**午前11時40分 再開**

○塚田委員長 総務政策委員会を再開いたします。

議案第107号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

角総務管財課長。

○角総務管財課長 議案の5ページを御覧ください。右側のページになります。議案第107号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明をいたします。

行政手続の簡素化による市民の負担軽減を図るため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、市長及び教育委員会が個人番号を利用することができる事務及び当該事務を処理するために必要な特定個人情報を追加するほか、法律等の改正に伴う所要の規定の整備を行おうとするものでございます。説明は以上でございます。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第107号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○塚田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号、米子市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤総務部次長兼職員課長。

○伊藤総務部次長兼職員課長 議案第108号、米子市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

雇用保険法の一部改正によりまして、就業手当が廃止され、また、地域延長給付の期間が延長されることに伴う国家公務員退職手当法等の一部改正に準じまして、所要の整備を行おうとするものです。説明は以上です。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

国頭委員。

○国頭委員 議案の18ページの下のとこですね、旧は職業ですけども、新は安定した職業というふうになってますけども、これは準じてということですけど、どういった効果があるんですか。というか、把握しとられますか。

○塚田委員長 伊藤総務部次長兼職員課長。

○伊藤総務部次長兼職員課長 雇用保険法の中の説明になりますけれども、就業促進手当というものがございまして、その中に就業手当、再就職手当、就業促進定着手当というものがございました。その中で、再就職手当、就業促進定着手当が残るんですけども、こちらのほうは安定した職業に就いた場合に支給するというようなところが規定をされておりますので、そういったところに対応するために文言を改正するものでございます。

(「分かりました。」と国頭委員)

○塚田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第108号、米子市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○塚田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前11時46分 休憩**

**午前11時48分 再開**

○塚田委員長 総務政策委員会を再開いたします。

総務部から1件の報告を受けたいと思います。

令和7年1月1日付け行政組織機構改正について、当局からの説明を求めます。

泉原調査課長。

○泉原調査課長 そういたしますと、令和7年1月1日付け行政組織機構改正につきまして御説明をさせていただきます。

まず、このたびの改正の目的でございます。皆様御承知のことだと思いますけれども、去る11月18日付で県が産業廃棄物管理型最終処分場の設置許可を出されました。このことから、今後予定される環境保全協定と周辺地域整備事業の円滑な実施のために、組織機構改正を実施いたします。改正の概要につきましては、資料の2に記載のとおりでございます。淀江振興課内に新たに地域環境保全・整備担当を設置いたしまして、先ほど申し上げました環境保全協定、それから周辺地域整備事業の円滑な実施を図ってまいります。なお、組織機構改正の時期は1月1日を予定しております。説明は以上でございます。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

ないようですので、以上で総務部からの報告を終わります。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前11時50分 休憩**

**午前11時52分 再開**

○塚田委員長 総務政策委員会を再開いたします。

議会報告会、意見交換会について協議いたします。

議会報告会、意見交換会の開催については、広報広聴委員会で具体的な実施内容について検討しておられます。意見交換会では各常任委員会ごとにテーマを設け、市民との意見交換を行うこととなっております。開催要領では、意見交換会のテーマは各常任委員会において協議、決定することとされていますので、本日協議の上、決定したいと思います。

初めに、資料について事務局から説明を求めます。

田村事務局次長。

○田村事務局次長 では、資料のほうを御覧ください。こちらのほうは、広報広聴委員会で検討した各常任委員会ごとの意見交換会テーマ案と想定される団体例を記載したものであります。このうち、本日は意見交換会のテーマについて決定していただきたいと考えております。また、右側の想定される団体につきましては、最終的には広報広聴委員会で決定いた

しますが、本日委員の皆様から御意見があればお伺いしたいと思います。なお、意見交換会では、ここに記載しております団体のほか、公募による市民の方との意見交換会を行う予定としております。説明は以上でございます。

○塚田委員長 説明は終わりました。

委員の皆様の御意見を求めます。

土光委員。

○土光委員 今の説明で、最後に公募による市民との意見交換会、これとここでいう案が出てるけど、これは別もんですか。それとも、想定される団体で公募の市民も入りますよという意味でしょうか。どっちでしょうか。

○塚田委員長 田村事務局次長。

○田村事務局次長 同じ意見交換会の中で、市民の方にもお声がけして公募で参加していくだくということでございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、今はこの総務は2つテーマの案が出てるけど、どちらか決めてくださいと、そういう意味ですよね。

(「はい」と声あり)

じゃあ、私の意見を言いますと、「まちなかウォーカブルについて考えよう」がいいと思います。今、医師も積極的にやってるし、市民の関心も高いから、テーマとしても歩いて楽しいというか、それがいいのではないか。あとは注文ですが、この名前で、私はウォーカブルという言い方は、不必要な片仮名で言うのはあんまり好きじゃないので、もう単純によく使われている「歩いて楽しいまちづくりについて考えよう」、それのほうがはるかに分かりやすいのではないかと思います。

それから、もう一つ、想定される団体例で、これ見ると、高校生入ってますけど、あとは、単にこれ案だからこれだけではないというのは分かった上で言います。それこそ歩いて楽しいまちづくり、市民一般に非常に関連があるので、もっと幅広くということで、例えば今、公募の話が出ましたが、公募の仕方を工夫してもっと人数を増やすとか、割合をね。というふうなことをしたらいいのではないかと思います。以上、私の意見です。

○塚田委員長 稲田委員。

○稻田委員 進め方なんんですけど、意見は意見、どちらがいいかという、どんな意見だけ取りあえず言ってください。後で最終的には手挙げか何かで決めます、運び方をちょっと教えてください。

○塚田委員長 田村事務局次長。

○田村事務局次長 そうですね、意見をこの2候補に対しまして意見があれば言っていただけで、最終的には皆様の協議の結果というところなんですけれども、この2候補につきまして、それぞれの皆様から意見があれば、まずはお聞きしてということだと思いますけれども。

○塚田委員長 じゃあ、意見のある方おられますか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 まず、どちらかというところについての意見ですけれども、私もどっちかというと上のほうにというふうに思っているんですけど、想定される団体というところ

についてなんですが、この「まちなかウォーカブルについて」を「歩いて楽しいまちづくりについて」という、先ほどのまちづくりビジョンのところの表現も変わったところですし、そこは柔軟でいいかなと思うんですけど、前回の意見交換会のときもなんですが、テーマが大きすぎて、その大きなテーマに対して参加者がグループに分かれてさらに議論をしたというところからすると、これが各委員会でこの意見交換会のテーマを設定するっていう議論の1回目だと思ったら、大テーマの下に小テーマを設けて、それぞれのグループが話をしていくやりやすい形にしないと、ざくつといろんな思いを持った人たちが集まってきて、何だかしつかり言えたような言えれないようなみたいなことにならないようにしたほうがいいかなっていうふうに思っているので、何でもいいのかなと思って、いろいろと言いましたけど。そんな気がしておりますが。

○塚田委員長 ちょっと私も広報広聴委員長、去年させてもらって、今年の委員長とも話をさせてもらった中で、かなり議論した中でこの2つにテーマを上げていただいてますので、最初にこの2つのどちらかがいいかを決めていただいたほうが、話が早いんじゃないかなと思います。なので、どちらかに決めて、このテーマの文言でいいのかどうかっていうところに持つていけたらと思ってますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○塚田委員長 そのようにお願いします。

では、稻田委員から、じゃあ、ずっといきましょう、どちらがいいか。

○稻田委員 まちなかウォーカブルで。

○塚田委員長 田村委員

○田村委員 まちなかウォーカブル。

○塚田委員長 岡田委員。

○岡田委員 まちなかウォーカブル。

○塚田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私もさっき言いました、まちなかでお願いします。

○塚田委員長 今城委員。

○今城委員 私もまちなかウォーカブルのほうがいいと思います。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 自分もまちなかウォーカブルでお願いします。

○塚田委員長 国頭委員。

○国頭委員 移住定住で。

○塚田委員長 では、多数決でいいますと、まちなかウォーカブルということでよろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○塚田委員長 まちなかウォーカブルというテーマの中で、皆さんの中で意見がありましたら手を挙げていただければと思います。

今城委員。

○今城委員 先ほど土光委員さんがおっしゃってくださったみたいに、これではなくて、やはりおっしゃったとおりの、米子市の方針等も考えると、そちらのほうがいいかなっていう、テーマの題名として、ちょっとと思いました。そうですよねって。

○塚田委員長 歩いて楽しいまちづくりについて。

今城委員。

○今城委員 はい、ていうのがいいかなと思いました。昨年というか前回、委員長でやらせてもらったっていう経験から言うと、やっぱり同じテーマを3つのチームみたいな感じになると、まとめるときに何かもう雑多な感じになってしまって、結局これとこれと同じ意見だよね、これとこれも同じ意見だよねとかみたいなのを3チームから何かすくい上げるだけで精いっぱいって感じだったので、方向性があんまり出なかつたなっていうのはちょっとと思っていたところなんです。なので、先ほど矢田貝委員がおっしゃったみたいに、ここで決めればいいことになるのかもしれないし、もしかしたら広報広聴委員会で決めてくださることなのかもしれないんですけど、チームを幾つにするかっていうことも踏まえて、もし3チーム、前回みたいにA、B、Cって感じであれば、小さいポイント絞ったようなテーマっていうことも検討していただいたほうが多分いいのかなっていうのは、前回の反省というか、前回からの教訓というかです。以上です。

○塚田委員長 ほかにございますか。

岡田委員。

○岡田委員 私も先ほどの今城委員と矢田貝委員の意見に賛成で、テーマを、これ広報広聴委員会で決められる。進め方みたいなの。

○塚田委員長 はい。

岡田委員。

○岡田委員 じゃあ、そのときにぜひ広報広聴委員会のほうに、そういう先ほどから出た意見で、少しテーマを絞って議論をさせてもらえるような形で進めていただけるように、委員長のほうからも言っていただけたらなと思います。

○塚田委員長 分かりました。

ほかございますか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 ついでに、委員長から広報広聴委員会のほうに上げていただけるということであれば、その小テーマがもし設定されれば、その小テーマに合ったような想定される団体っていうのが出てくると思いますので、その募集の仕方にも関係してくると思いますので、その辺りも含めて意見上げていただくようにお願い申し上げます。

○塚田委員長 団体ですね、はい。分かりました。

ほかに意見ございますか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 では、意見のテーマ案としては、「歩いて楽しいまちづくりについて考え方」でよろしいですか。

[「はい」と声あり]

○塚田委員長 その中で、その関する小テーマを3つぐらいに上げてもらって、例えばその中の我々も分かれるんであればってことですね。それをちょっと意見として広報広聴委員長のほうに話をさせてもらって、それは通るかどうかは分かりませんけど、ちょっとお願いしてみますので、よろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

**○塚田委員長** それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○塚田委員長** 御異議ございませんので、このとおり決定させていただきます。

以上で総務政策委員会を閉会いたします。

**午後0時03分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 塚田 佳充